

議 第 二 号

栃木県議会図書室条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条第一項及び栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十一年三月二十五日

提出者 栃木県議会議員

同	同	同	神
保	一	岩	谷
母	木	崎	幸
欽	弘		伸
一			
郎	司	信	

栃木県議会議長 石坂真一様

同	同	同	同	同	同	同
津	山	高	早	増	野	木
久	口	橋	川	渕	村	村
井						
富	恒	修	尚	三	壽	好
雄	夫	司	秀	津	彦	文

栃木県条例第 号

栃木県議会図書室条例の一部を改正する条例

栃木県議会図書室条例（昭和二十四年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（設置）」を付し、同条中「議員の調査、研究及び県政運営の参考に資するため、」を削り、「議会図書室（以下図書室）」を「栃木県議会図書室（以下「図書室」）」に改める。

第二条に見出しとして「（目的）」を付し、同条第一項中「図書室には」を「図書室は」に、「規定により」を「規定による」に、「を保管するとともに、関係記録、資料、一般図書、雑誌、新聞等を収集し、整理し、及び保管し」を「の保管を行うほか、栃木県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究のために必要な図書及び資料の収集、整理及び保管を行い」に、「ものとする」を「ことにより、議員の職務の遂行に資することを目的とする」に改め、同条第二項

を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

(管理)

第三条 図書室は、栃木県議会議長（以下「議長」という。）が管理し、当該管理に関する事務は、議会事務局において処理する。

(議員以外の者の利用)

第四条 図書室は、議員の利用に支障のない範囲内において、議員以外の者に利用させることができる。

第五条から第七条までを削る。

第八条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「の外」を「のほか、図書室の管理に関し」に、「議会議長が別にこれを」を「議長が別に」に改め、同条を第五条とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。